

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、以下「P F I 法」という。）第 15 条第 1 項及び同法施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）第 2 条の規定により、長崎県が P F I 法に基づき策定を予定している実施方針に関して、次のとおり公表する。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の 立地	実施方針策定の 次期	担当
（仮称）長崎県長 大橋維持管理事業	事業契約締結日か ら令和 1 3 年 3 月 （予定）	○長大橋 2 橋 （伊王島大橋及び大島大橋） ・マネジメント業務、維持管理 業務、点検・診断業務、詳細調 査（診断）業務、補修設計業務、 修繕工事業務、工事監理業務	・伊王島大橋 （長崎県長崎市 伊王島町～香焼町） ・大島大橋 （長崎県西海市 大島町～西海町）	令和 7 年 7 月頃 （予定）	長崎県土木部 道路維持課 電話：095-894-3144